

個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）が取り扱う個人情報の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、事業団が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
ア当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）等が含まれるものをいう。

ア身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下、「規則」という）第5条で定める心身の機能の障害があること。

イ本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

ウ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

エ本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

オ 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ 事業団が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの又は 6 月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(9) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 3 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

(10) 匿名加工情報 次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（一般原則）

第3条 事業団は、各事業の遂行に当たって事業者が遵守すべき法令等の規定並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、番号法及びこれらの法に基づき定められた指針を遵守するほか、この規程に従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

（利用目的の特定）

第4条 事業団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定するものとする。

2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的による制限）

第5条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱わないものとする。

2 事業団は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体、生活又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 事業団は、前項の規定により利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

（特定個人情報の利用目的による制限）

第5条の2 事業団は、番号法で規定する利用範囲内で第4条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業団は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項で特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。ただし、これにより、人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(適正な取得)

第6条 事業団は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

2 事業団は、個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得するものとする。

- (1) 本人の同意を得ているとき
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき
- (4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (5) 所在不明、心身喪失等の理由により、本人から取得することが困難なとき
- (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等の業務を行う場合において、本人から取得したのでは当該業務の目的の達成が損なわれ、又は当該業務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき
- (7) 個人情報の取扱いの全部又は一部を受託する場合又は指定管理者として地方公共団体から個人情報の提供を受ける場合
- (8) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報の提供を受ける場合
- (9) 第三者が保有する個人情報を共同して利用するときで次のいずれかに該当する場合
 - ア 個人情報取扱事業者の保有する個人データが、個人情報保護法第23条第5項第3号に定める措置を講じられた上で提供されているとき
 - イ アに規定する個人データ以外の個人情報が、個人情報保護法第23条第5項第3号に定める措置に準ずる措置を講じられた上で提供されているとき
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本人以外から取得することに相当の理由があると認められるとき。

(要配慮個人情報の取扱いの禁止)

第7条 事業団は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他規則第6条で定める者により公開されている場合

- (6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合
- (7) 事業団の業務遂行上必要であり、本人の同意を得ている場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 事業団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。
- 3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(内容の正確性の確保)

第9条 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第10条 事業団は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 事業団は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(従業員の監督等)

第11条 事業団は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 事業団は、個人情報の適正な取扱いの確保のため、従業員に対し、教育研修その他の措置を実施するものとする。
- 3 事業団は、従業員がその在籍中又は退職後、その業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約等において秘密

保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

(派遣労働者の監督等)

第11条の2 事業団は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき事業団に派遣された派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者が、当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、派遣契約等において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずるものとする。

(委託)

第12条 事業団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報の保護のため、委託を受けた者又は再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第13条 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 事業団は、前項ただし書きの規定により個人データを第三者に提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにするものとする。

3 事業団は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、規則第7条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(5) 本人の求めを受け付ける方法

4 事業団は、前項第2号、第3号、又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、規則第10条で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

6 事業団は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第13条の2 事業団は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第13条の3 事業団は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第11条で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第1節（第15条から第35条）により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして規則第11条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、第13条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条の4 事業団は、個人データを第三者（個人情報保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 当該個人データを提供した年月日

(3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供した場合はその旨）

(4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる情報

(5) 当該個人データの項目

2 事業団は、個人データを第三者に提供した都度、前項の記録を速やかに作成し、当該記録を作成

した日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条の5 事業団は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行う。

3 事業団は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 当該個人データの提供を受けた年月日

(3) 当該確認に係る事項

(4) その他、規則第17条で定める事項に関する記録

4 事業団は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第18条で定める期間保存しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第14条 事業団は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、事務所における書面の掲示又は備付け、ホームページ上での掲載その他の方法により本人の知り得る状態に置くものとする。

(1) 事業団の名称

(2) 全ての保有個人データの利用目的(第8条4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項若しくは第2項の規定による請求に応じる手続その手数料の額

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(5) 前四号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

2 事業団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれか該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 事業団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第15条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 事業団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令（個人情報保護法を除く。以下この条及び次条において同じ。）に違反することとなる場合

3 事業団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第16条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

3 事業団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(利用停止等)

第17条 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第5条の2の規定に違反して取り扱われているとき又は第6条若しくは第7条第1項の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、事業団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項又は第13条の2若しくは第13条の3の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 4 事業団は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 事業団は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第18条 事業団は、第14条第3項、第15条第3項、第16条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の請求等に応じる手続)

第19条 事業団は、第14条第2項の規定による求め又は第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第3項の規定による請求(以下この条において「請求等」という。)を受け付ける方法として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請求等の申出先
- (2) 請求等に際して提出すべき書面の様式その他の請求等の求めの方式
- (3) 請求等をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 第5項の手数料の徴収方法

2 事業団は、本人に対し、請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、事業団は、本人が容易かつ的確に請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 事業団は、次に掲げる代理人による請求等に応じるものとする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 請求等をするにつき本人が委任した代理人

4 事業団は、前三項の規定に基づき請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

5 事業団は、第14条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第15条第1項の規定による開示を請求されたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

6 事業団は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

(苦情の処理)

第20条 事業団は、事業団の個人情報の取扱いに関する苦情を、適切かつ迅速に処理するよう努めるとともに、そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

(漏えい等が発生した場合の対応)

第21条 事業団は、事業団が取り扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、事実関係、個人情報の内容等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

2 事業団は、当該事業団が取り扱う個人情報の漏えい等が発生したときは、事実関係、個人情報の内容、発生原因及び対応策を名古屋市に遅滞なく報告するものとする。

(個人情報の保護に関する規程の公表)

第22条 事業団は、この規程を書面の掲示又は備付け、ホームページ上での掲載その他の方法により継続的に公表するものとする。

(個人情報保護責任者)

第23条 事業団は、当該規程の適切な施行その他個人情報の保護を図る施策の実施のために、個人情報保護責任者を置くものとする。

2 事業団は、特定個人情報の適正な取扱いを図るため、事務取扱責任者及び事務取扱担当者を置くものとする。

3 前2項に規定する者の責務等必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、事業団の保有する個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成9年4月1日に施行された「個人情報保護規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月23日から施行する。